

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業
実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答

平成 30 年 6 月 29 日

武豊町

実施方針(案) 質問記入欄

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容	回答
1	1	1	1.1	(2)	2)				種類	「提案施設」に関する規模の上限について、ご教示下さい。	上限はありません。事業者の提案によるものとします。
2	4	1	1.1	(10)	3)	⑦			修繕業務	(大規模修繕は除く)(※)とあり、設備に関しては更新を行う修繕とありますが部品の更新も含むものとしての考えでしょうか。	軽微な部品の更新は、建築設備保守管理業務に含まれるものとします。
3	5	1	1.1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	「建設・工事監理業務に係るサービス対価は、年度ごとに支払う」との記載がございますが、設計業務に係るサービス対価も同様、という理解でよろしいでしょうか。	設計業務に係るサービス対価は、設計業務完了時に支払います。入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
4	5	1	1.1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払いは年度毎となっておりますが、設計業務に係るサービスの対価はなぜ年度毎に支払われないのでしょうか。	実施方針(案)に係る質問No.3の回答をご参照ください。
5	5	1	1.1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業期間終了時までの間、定期的に支払うとありますが、定期的には年度ごとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
6	5	1	1-1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	(前段)設計及び建設・工事監理業務にかかるサービス対価は年度ごとに支払うとは、指定管理期間の15年で分割支払いという解釈でよろしいでしょうか？ (後段)また、維持管理及び運営業務に係るサービスの対価も同様に年度ごとの支払いと認識すればよろしいでしょうか？	(前段)設計業務に係るサービス対価は設計業務完了時、建設・工事監理業務に係るサービス対価は施設引き渡し時までの出来高払いとなります。入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。 (後段)実施方針(案)に係る質問No.5の回答をご参照ください。
7	5	1	1-1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	「本施設の引き渡し後、... 事業者に対し、支払う。なお、建設・工事監理業務に係るサービス対価は、年度ごとに支払う。」との記載ですが、建設・工事監理業務に係る費用は、年度ごとの出来高払いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	5	1	1-1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	「本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価」には、P4(10)に記載されている設計業務及び建設・工事監理業務に係る費用に加えて、開業準備業務や本事業を実施する特別目的会社の運営経費や利益等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価には、設計業務及び建設・工事監理業務に加え、開業準備業務に係る費用が含まれます。
9	5	1	1-1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	「本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価」には、P4~5(10)に記載されている維持管理業務及び運営業務に係る費用に加えて、本事業を実施する特別目的会社の運営経費や利益等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
10	5	1	1.1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価は、「定期的に」お支払い頂けるとのことですが、定期的とは具体的に年何回お支払いが実行される予定かをご教示下さい。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
11	5	1	1.1	(11)	1)				本町からのサービスの対価	設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価は、引渡し時の一括金と維持管理・運営期間中の割賦払いとなるのでしょうか。	設計業務に係るサービス対価は設計業務完了時、建設・工事監理業務に係るサービス対価は施設引き渡し時までの年度ごとの出来高払いとなり、維持管理・運営期間中の割賦払いはありません。
12	5			(10)	4)	①			運営業務	屋内温水プール運営において監視業務が必要ですが警備業務資格必要でしょうか。	必要です。
13	6	1	1.1	(11)	3)				利用料収入等の還元	提案時想定を大きく上回った結果、あるいは当初期待した以上の利益について、その大きいか期待以上の尺度の目安をご教示下さい。	事業者の提案によるものとします。
14	6	1	1.1	(11)	3)				利用料収入等の還元	「当初期待した以上」とは、当初の期待をどの程度上回った場合を想定していらっしゃるのでしょうか。	実施方針(案)に係る質問No.13の回答をご参照ください。

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容	回答
15	6	1	1-1	(11)	3)				利用料収入等の還元	「期待した以上の利益の一部相当を...還元する」とありますが、事業者の設定する利益に下限値は設けられるのでしょうか。	下限値の設定はありません。
16	6	1	1.1	(11)	4)				建物及び土地の使用料の負担	自主事業として自動販売機等を設置した場合でも行政財産使用料は発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
17	6	1	1-1	(11)	4)				建物及び土地の使用料の負担	「本施設に係る建物及び土地の使用料は徴収しない」とありますが、提案施設として売店等を設置し、自主事業(物品販売等)として実施する場合も、当該スペースに関する目的外行政財産使用料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	6	1	1.1	(11)	5)				光熱水費の負担	熱はごみ処理場より無償供給とありますので、負担すべき水光熱費とは、水道代のみという認識であっていますでしょうか。	熱のみは無償での提供となるため、それ以外の電気代等の負担は事業者の提案によるものとします。
19	6	1	1.1	(12)					事業スケジュール(予定)	施設引渡し日はいつを予定していますか。	平成34年4月末までとし、事業者の提案によるものとします。
20	6	1	1.1	(12)					事業スケジュール(予定)	運用開始日は平成34年4月末までの事業者提案ということでしょうか。	お見込みの通りです。
21	6	1	1-1	(12)					事業スケジュール(予定)	平成34年4月より前から一部施設の運用開始は可能かどうかご教示ください。	不可とします。
22	8	2	2.1						募集及び選定方法	必須施設に加えて提案施設の事業費はどのように考慮して予定価格を設定されるのでしょうか。	予定価格は、必須施設の事業費のみを考慮し設定し、提案施設の事業費は予定価格に含めていません。
23	8	2	2.1						募集及び選定方法	提案施設の定性的評価と定量的評価の考え方について、ご教示下さい。	入札公告時に落札者決定基準にて提示します。
24	9	2	2.3	(1)					入札参加者の構成等	入札参加グループは、代表企業・構成企業・協力企業で構成され、そのうちSPCに出資する企業が代表企業・構成企業である、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	9	2	2-3	(1)		①			入札参加者の構成等	本事業を実施する特別目的会社から直接、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務を受託する企業は、「代表企業」「構成企業」「協力企業」のいずれかで参加する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
26	9	2	2-3	(1)		① ②			入札参加者の構成等	代表企業、構成企業及び協力企業の定義を改めてご教示ください。特別目的会社から直接業務を受託する企業のうち、「協力企業」は入札参加グループに含まれず、特別目的会社への出資ができないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業は、入札参加グループに含まれ、特別目的会社への出資は必要ありません。実施方針(案)を修正します。
27	9	2	2-3	(1)		②			入札参加者の構成等	協力企業の定義を教えてください。主たる業務を構成企業以外に委託する場合ととらえればよいのでしょうか？	実施方針(案)に係る質問No.26の回答をご参照ください。
28	9	2	2-3	(1)		②			入札参加者の構成等	「代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合」とありますが、どのようなケースが該当するのかご教示ください。代表企業若しくは構成企業が設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務以外の業務(プロジェクトマネジメント業務など)を特別目的会社から受託するケースなどが該当するとの理解でよろしいでしょうか。	SPCに出資しない企業が、いずれかの業務に当たる場合が該当します。

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容	回答
29	9	2	2-3	(1)		③			入札参加者の構成等	「代表企業及び構成企業の出資」とありますが、構成企業の出資は必須ではない(出資をしない構成企業として参加できる、出資が構成企業の要件ではない)との理解でよろしいでしょうか。	構成企業の出資は必須となります。
30	9	2	2.3	(1)		③			入札参加者の構成等	構成企業はSPCに出資を行うことは、必至事項なのでしょうか。	実施方針(案)に係る質問No.29の回答をご参照ください。
31	9	2	2-3	(1)		③			入札参加者の構成等	「代表企業は、入札参加グループ中最大の出資比率を負担」とありますが、複数の企業の出資比率が同率で最大(例:代表企業30%、構成企業のうち1社30%)の場合は認められるのでしょうか。	認めません。
32	9	2	2.3	(1)		②			入札参加者の構成等	協力企業について、入札参加者と同様に参加資格要件が規定されていますが、入札参加者に含まれないということは、複数の入札参加グループに入ることが可能ということなのでしょうか。	実施方針(案)P.13に記載の通り、協力企業が複数の入札参加グループに入ることはできません。
33	10	2	2.3	(1)		⑤			入札参加者の構成等	代表企業及び構成企業以外のSPC出資者の権利・義務、債権・債務についてご教示ください。	入札公告時に提示します。
34	10	2	2.3	(1)		⑥			入札参加者の構成等	地元の企業を構成することにより、評価としてどのように影響があるのでしょうか。P14の審査及び提案に関する事項には記載ありません。	入札公告時に落札者決定基準にて提示します。
35	10	2	2-3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	a)～e)の各業務以外の業務(SPCから業務を受託)を行う企業も「その他企業」として入札参加グループを構成することは可能でしょうか。その場合、参加資格要件は、「(3)入札参加者及び協力企業の制限」①～⑮に抵触しなければよいとの理解でよろしいでしょうか。	可能です。ただし、「(3)入札参加者及び協力企業の制限」①～⑮に加え、本町の入札参加資格者名簿に登録されていることが参加資格要件となります。
36	10	2	2-3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	設計、建設、工事監理、維持管理、運営以外の業務をSPCから直接受託する専門家・企業(弁護士、税理士、公認会計士、アドバイザー、ファイナンス会社等)については、特に参加資格要件は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、当該企業が入札参加グループに含まれる場合は、「(3)入札参加者及び協力企業の制限」①～⑮に加え、本町の入札参加資格者名簿に登録されていることが参加資格要件となります。
37	10	2	2-3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	「代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者(SPCから業務を受託する者を含む。）」とあります。代表企業、構成企業及び協力企業は、いずれもSPCから業務を受託する者と理解しておりますが、ここで言う「SPCから業務を受託する者」とは、どのような企業を想定するのでしょうか。ご教示ください。	代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営業務以外の業務をSPCから受託する企業を指します。

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容	回答
38	10	2	2.3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	「(SPCから業務を受託する者を含む。)」とありますが、代表企業、構成企業及び協力企業は、SPCから業務を受託することが前提であるため、敢えて(SPCから業務を受託する者を含む。)と記載されている理由をご教示下さい。	実施方針(案)に係る質問No.37の回答をご参照ください。
39	10	2	2.3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務以外の業務を行う者については、貴町の入札参加資格者名簿に登録されていれば、業種は問わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
40	10	2	2.3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	建設業務以外を行う者については、入札参加資格者名簿に登録されていれば、業種は問わないという理解でよろしいでしょうか。	建設業務以外を行う者について、想定される業務に係る区分(コンサル、物品等)にて本町の入札参加資格者名簿に登録することとします。
41	10	2	2.3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	「提案施設」にて飲食店や売店等を営業する企業は、代表企業、構成企業又は協力企業として、参加表明書に明記をしなければならないのでしょうか。	当該企業が入札参加グループに含まれる場合は、明記が必要です。
42	10	2	2.3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	”建設業務を行う者は、工事監理業務を行うことはできない”とあるが、建設業務を行う者が、a)設計業務を行う者の資格要件にある場合は、建設業務を行う者が設計業務を行っても良いのでしょうか。(平たく言えば、設計・施工でも可能なのでしょうか。但し、監理は別)	可能です。
43	10			(2)					参加資格要件	複数の業務を担当する場合は、主たる業務を代表とし他は協力(請負)の体制とする考えでよろしいでしょうか。例として 運営業務の代表企業で建設→代表企業からの請負。	お見込みの通りです。
44	11	2	2.3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	設計・建設・工事監理・維持管理・運営の各業務以外の業務(例えばSPC管理業務)を行う企業の参加資格要件は、P11.(3)入札参加者及び協力企業の制限を満たしていれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	実施方針(案)「(3)入札参加者及び協力企業の制限」①～⑮に加え、本町の入札参加資格者名簿に登録されていることが参加資格要件となります。
45	11	2	2.3	(2)	2)		e)		運営業務を行う者	「提案施設」にて飲食店や売店等を営業する企業は、運営業務を行う者として参加資格要件を満たさなければならないのでしょうか。	運営業務を行う者の参加資格要件のうち、aの要件は満たす必要がありますが、bの要件は少なくとも1社が該当していれば問題ありません。
46	11	2	2-3	(3)					入札参加者及び協力企業の制限	「次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。」とありますが、「入札参加者」は代表企業、構成企業を指すものであり、協力企業は「入札参加者」には該当しない、との理解でよろしいでしょうか。	協力企業は、入札参加者であり、入札参加グループには該当します。
47	13	2	2-3	(4)					SPCの設立等	SPCは「事業予定地内に設立することも可」とありますが、本施設の完成後(供用開始後)にSPCの本社所在地を本施設に移転登記することが認められるという意味との理解でよろしいでしょうか。	実施方針を修正します。事業予定地内に設立することは不可とします。
48	14	2	2.5	(1)					提案等の審査	提案等の審査における、審査項目及び配点基準(選定基準の配点)について、今後、実施方針等で示されるのでしょうか。	入札公告時に落札者決定基準にて提示します。
49	14	2	2-5	(1)					提案等の審査	提案審査の配点は事前に公表されますか？	実施方針(案)に係る質問No.48の回答をご参照ください。

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	質問内容	回答
50	15	3	3.2						予想されるリスクと責任分担	民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等のなかで改めて提示する、とありますが、いつの時点でどのようにして民間事業者の意見徴収を行うかご教示ください。	実施方針(案)P.18に示す「実施方針(案)」等に関する質問及び意見の受付」、P19に示す「実施方針(案)」等に関する個別対話」等の中で意見徴収を行います。
51	15	3	3-4	(4)					モニタリングの結果	「要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額」とありますが、減額の対象となる具体的なケースや減額の程度は、入札公告時に公表される事業契約書(案)にてお示しいただけるのでしょうか。	お見込みの通りです。
52	17	4	2						施設要件	(前段)提案施設について町の求める事業費内で収まり町が認める施設・設備であれば可能という判断でよろしいでしょうか。 (後段)その場合の利用料は事業者収入にすることができるのでしょうか。それとも自主事業の領域になるのでしょうか。	(前段)お見込みの通りです。 (後段)事業者の提案によりますが、事業者の収入とすることも可能です。
53	19	8	8-4	(2)	(4)				実施方針案等の質問及び意見	質問及び意見の受付や個別対話によって、実施方針が変更される場合があるのでしょうか？	お見込みの通りです。
54	20	8	8.4	(5)				i)	要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付	受付期間が平成30年6月下旬～平成30年7月中旬となっていますが、正確な提出期限はいつ公表されるのでしょうか。	平成30年7月2日(月)～平成30年7月13日(金)とします。実施方針(案)を修正します。
55	資料1								不可抗力	【22】不可抗力リスクについて、事業者の負担割合をお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
56	資料1								物価変動	【23】運営開始までの物価変動リスクは事業者が主分担、貴町が従分担となっていますが、どのような区分または割合等になるのでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
57	資料1								物価変動	【23】運営開始までの物価変動リスクについて、事業者が主分担、貴町が従分担となっていますが、一定割合までは事業者負担、それを超える分は貴町の負担としていただけないでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
58	資料1								物価変動	【23】運営開始までの物価変動リスクについて、建設・工事監理業務のサービス対価の改定がなされる場合の指標、改定方法をお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
59	資料1								物価変動	【23】【24】物価変動の算出方法の基準についてご教授願います。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
60	資料1								計画変更	【46】施設完成前に貴町が発案した軽微な変更については、事業者負担となっておりますが、この軽微な変更は、施設整備費の増額や工事期間の延長を伴わない範囲での変更と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
61	資料1								計画変更	【46】施設完成前に貴町が発案した軽微な変更は事業者のリスクとなっていますが、「軽微」の定義をお示しいただけないでしょうか。	施設整備費の増額や工事期間の延長を伴わない範囲での変更を指します。
62	資料1								運営中の事故リスク	【63】学校利用時の事故に伴う対象者が児童のみとなっておりますが、児童以外の学校関係者の事故リスクについても貴町の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
63	資料1								施設譲渡	【70】譲渡は施設竣工時と認識していますが所有権移転と譲渡は別でしょうか。	ここに示す「譲渡」とは、事業期間終了後の施設譲渡を指します。

実施方針(案) 意見記入欄

No	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	a	項目等	意見内容	回答
1	3	1	1-1	(6)					本事業の概要	特別目的会社の設立が必須でない方が良いがどうでしょうか？	ご意見として承ります。
2	4	1	1.1	(10)	3)	⑦				修繕費に関しては要求水準書の総額45,000千円(税込)の範囲を超えた場合のリスクがあり、特に設備機器においては協議事項にしていただければと思います。	ご意見として承ります。
3	6	1	1-1	(12)					事業スケジュール(予定)	ごみ処理施設から本施設への熱供給は、平成34年4月を予定しているとありますが、運営開始日が平成34年4月で熱供給開始してから準備期間がございません。熱供給開始後の準備期間を約1ヶ月間いただけないでしょうか。または、熱供給開始を平成34年3月にしていただけないでしょうか。	ごみ処理施設側の試運転・調整は平成33年11月から平成34年3月までの期間に行われる予定であり、ごみ処理施設側と協議を行うこととします。
4	6	1	1.1	(12)					事業スケジュール(予定)	ごみ処理施設から本施設への熱供給は、平成34年4月を予定しているとありますが、開業準備期間中に熱供給がなされない場合、試験運転等を実施できない可能性がありますので、熱供給の開始を早めるか、運用開始日を遅らせるなどのご検討をお願い致します。	実施方針(案)に係る意見No.3をご参照ください。
5	13	2	2-3	(4)					SPCの設立等	SPCの代表企業について、設計建設期間から維持管理運営期間に移行時に、それぞれ主たる業務を担う建設企業から運営企業にスイッチが可能な事業契約(例えば、株式譲渡について本ケースに限り認める等)をご提案します。	ご意見として承ります。
6	14	2	2-5	(1)					提案等の審査	提案価格と提案内容の配点について、提案内容を重視していただきたく願います。	ご意見として承ります。
7	16	4	4-1			⑧			立地条件	高圧線が通っている高さ・位置を明示した図面を配布していただきたく願います。	閲覧資料として提示します。
8	16	4	4-1			⑧			立地条件	高電圧ケーブルが埋設されている深さ・形状を明示した図面を配布していただきたく願います。	閲覧資料として提示します。
9	資料1								リスク分担表(事業の中断)	【34】について、法制度リスクや不可抗力リスクの分担は規定されているため、事業者が負う事業中断のリスクは、事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害に限定していただきたく存じます。	ご意見として承ります。
10	資料1								リスク分担表(需要の変動)	【60】学校利用に係る利用者数の大幅な増減に関するものは貴町のご負担となっておりますが、少子化が進む中で今後利用者数が減少されることが想定されるため、一定額の保証をしていただけませんか。	学校利用に係るサービス対価の考え方は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
11									資料1:リスク分担表	ベースとなる指標(消費者物価指数や提案時における算出指標)を定め、年度ごとに協議ができればと思います。	ご意見として承ります。

要求水準書(案) 質問記入欄

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
1	本編		4	第1章	第3節	4	(1)		①		設計業務	事前調査業務における、必要に応じて行う地盤調査は、武豊町様が事前に持ちうる資料の提供はありますか。	地盤調査及び土壌汚染状況調査は、現在調査実施中のため、調査終了後、資料を公表する予定です。
2	本編		5	第1章	第3節	5	(1)				本町からのサービス対価	本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、「……事業期間終了までの間、定期的に支払う。」とありますが、「定期的」の想定をご教示ください(年度毎、四半期毎など)。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
3	本編		6	第1章	第3節	5	(5)				光熱水費の負担	本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費について、「……事業期間終了までの間、定期的に支払う。」とありますが、「定期的」の想定をご教示ください(年度毎、四半期毎など)。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
4	本編		6	第1章	第3節	5	(5)				光熱水費の負担	提案施設(飲食店、売店等)の光熱水費は運営収入により賅うものとありますが、サービス対価に含まれる光熱水費との区分方法の想定をご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
5	本編		6	第1章	第3節	5	(5)				光熱水費の負担	「本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者の提案金額を基に決定した金額で、事業契約書に定める額を、本町が事業期間終了時までの間、定期的に支払う。」とありますが、当該期間には開業準備期間(施設引渡し日～平成34年4月[運用開始日まで])は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	開業準備期間も含まれます。
6	本編		6	第1章	第3節	5	(5)				光熱水費の負担	開業準備期間の業務実施に係る光熱水費については、建設・工事監理業務に係るサービス対価に含まれて支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
7	本編		7	第1章	第3節	5	(5)				表1-1 本施設におけるサービス対価、運営収入の対象	提案施設において飲食店や売店等を営業した場合における売上は、自主事業(物品販売等)に該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	本編		7	第1章	第3節	5	(5)				本施設におけるサービスの対価、運営収入の対象	運営収入が提案時想定を下回り、損失が出た場合、不足の費用についてのみサービス対価に追加して支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
9	本編		7	第1章	第3節	5					表1-1	提案施設のうち、温浴施設に関連するものについては、「提案施設(ジャグジー、サウナ・露天風呂等)」として区別され、光熱水費がサービス対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	光熱水費は運営収入により賅うものとします。要求水準書を修正します。
10	本編		7	第1章	第3節	5					表1-1	「学校利用にかかる費用のみサービスの対価に含まれる」とありますが、学校利用の利用単位(時間・コマ等)の数量に基づいて支払われ、利用単位あたりの単価(価格)は入札公告時に公表いただけるのでしょうか。または、事業者が町の支払方法や単価を提案するのでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
11	本編		7	第1章	第3節	5					表1-1	屋内温水プールは学校利用にかかる費用のみサービスの対価に含まれるとありますが、一般のプール利用に関しては独立採算というお考えでしょうか。	学校利用にかかる費用に加え、運営収入による不足分の費用はサービス対価に含まれません。
12	本編		7	第1章	第3節	5					表1-1	提案施設(ジャグジー・サウナ・露天風呂等)は運営収入による不足分の費用はサービス対価合額という考えでよろしいでしょうか。	運営収入により賅うものとし、サービス対価には含まれません。要求水準書を修正します。

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
13	本編		8	第1章	第3節	6					事業スケジュール	運用開始日は、熱供給開始日よりも後という理解でよろしいですか？	お見込みの通りです。
14	本編		8	第1章	第3節	6					事業スケジュール	引き渡し前に、備品等を搬入することは可能でしょうか？	完成検査後に搬入をしてください。
15	本編		10	第1章	第6節		(1)			⑧	その他	「高電圧ケーブルが埋設されている箇所」とありますが、具体的な箇所は「添付資料2 事業予定地位置図」にはお示しいただいていますが、「添付資料3 事業予定地接続道路現況図」にはお示しいただいていないようです。正確な箇所に関する資料は、入札公告時に公表いただけるのでしょうか。	閲覧資料として提示します。
16	本編		10	第1章	第6節		(2)			1	敷地条件	各添付資料、閲覧資料では不明な部分があり、想定が出来ない場合の費用負担は別途協議とさせていただきます。	ご意見として承ります。
17	本編		11	第1章	第6節		(4)				運営日・運営時間	利用実態を想定し、利用時間を延長・短縮することは可能でしょうか？	9時～23時までには拡大することとします。要求水準書(案)を修正します。
18	本編		12	第1章	第6節		(6)				利用料金	500円の利用料金は、税抜という理解でよろしいでしょうか？	税込みです。
19	本編		12	第1章	第6節		(6)				本施設の利用料	スタジオ・トレーニング室・会議室は事業者提案とありますが、こちらも町内外在住・在勤問わず、料金は一律でなければならないのかご教えてください。	町内外在住・在勤問わず、料金は一律とします。
20	本編		12	第1章	第6節		(6)				利用料	民間のスポーツクラブのような会員制・複数施設利用割引など幅広い料金体系を提案してもよろしいでしょうか。	可能です。
21	本編		13	第1章	第6節		(7)				熱供給	熱供給停止期間は、施設休館という認識でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
22	本編		13	第1章	第6節		(7)				熱供給	「予備熱源としてボイラー等の設備を設けることは不可とする」とありますが、ごみ処理施設が計画停止以外の要因で止まった場合、休館となるのでしょうか。	要求水準書(案)に係る質問No.21の回答をご参照ください。
23	本編		13	第1章	第6節		(7)				熱供給	「ごみ処理施設の計画停止による熱供給の停止期間」は、本施設のプールは休館日とするご想定との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に係る質問No.21の回答をご参照ください。
24	本編		13	第1章	第6節		(7)				熱供給	(前段)ごみ処理施設の計画停止の停止期間は年間約7日とありますが、いつぐらいの時期を想定されているかご教えてください。 (後段)また、その期間は休館と考えてよろしいでしょうか。	(前段)ごみ処理施設の計画停止期間は年間9日間、停止時期は2月頃の予定です。 (後段)お見込みの通りです。
25	本編		13	第1章	第6節		(7)				熱供給	ごみ処理施設からの熱供給が停止する年間約7日間の具体的な日や時期をご教えてください。	ごみ処理施設の計画停止期間は年間9日間、停止時期は2月頃の予定です。
26	本編		13	第1章	第7節						地域経済への配慮	「本町の地元企業」とは、武豊町内に本社を置く企業と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
27	本編		13	第1章	第7節						地域経済への配慮	「地元人材」とは、武豊町民を指していると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
28	本編		19	第2章	第1節	5	(1)				設備計画の考え方 共通	ごみ処理施設からの熱供給が停止した際にも、事務室等最低限の管理諸室は稼働できるようにすることありますが、ページ13に記載の年間約7日の熱供給の停止の際は、最低限の管理諸室が稼働すればよく、屋内温水プールは休場としてもよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
29	本編		20	第2章	第1節	5	(2)			②	情報通信設備	無線LANは、一般利用者が使用するものという理解でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
30	本編		23	第2章	第1節	5	(4)			⑤	ろ過設備	内部でつながりのあるプール槽では、ろ過機は1台でも可能でしょうか？	プール槽ごとろ過機を設けることとし、不可とします。

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
31	本編		24	第2章	第1節	7	(1)				災害時等の施設安全性の確保	「施設利用者が屋上へ避難できるよう」とありますが、本施設周辺の住民や通行者等の避難は、必ずしも考慮する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	本施設周辺の住民や通行者等の避難も考慮する必要があります。
32	本編		25	第2章	第2節	1	(2)				メインプール	水深は1.15mとし、フラットな底面とすることとありますが、維持管理上必要最低限の水勾配等を設けることも認められないのでしょうか。	認めます。
33	本編		25	第2章	第2節	1	(2)			iv)	メインプール	「飛び込み台、スタート台の設置は不要」とありますが、事業者の提案で飛び込み台やスタート台を設置しても問題ないと理解してよろしいでしょうか。	常設は不可としますが、着脱可能なものは可とします。
34	本編		25	第2章	第2節	1	(4)				健康増進プール	流水プールとありますが 水深や規模について町のお考えをご教示ください	事業者の提案によるものとします。
35	本編		25	第2章	第2節	1	(4)				健康増進に資するプール	メインプール、子ども用プールとは、別途設けることとありますが、これは、同一の空間ではなく壁等で隔たれた別室とすることを規定しているのでしょうか。	必ずしも別室とする必要はありません。プール槽は別としてください。
36	本編		25	第2章	第2節	1	(4)			i)	健康増進に資するプール	「流水プールの整備を想定」とありますが、流水プールの整備は必須であるとの理解でよろしいでしょうか。	必須ではありません。健康増進に資するプールの内容は、事業者の提案によるものとします。
37	本編		26	第2章	第2節	1	(5)			i)	プールサイド	170人の同時利用は、メインプール100人、子ども用プール70人のように分散利用を想定してよろしいのでしょうか？	分散利用を想定しますが、人数は要求水準書(案)添付資料10をご参照ください。
38	本編		26	第2章	第2節	1	(5)			iv)	プールサイド	170人が体を拭くのは、プールサイドという理解でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
39	本編		26	第2章	第2節	1	(7)			ii)	器具庫	学校利用時に授業で使用する備品を保管できるスペースを確保するとありますが、備品管理は事業者が行うのでしょうか？もしくはスペースの提供のみでよいのでしょうか？	スペースの提供のみとします。
40	本編		26	第2章	第2節	1	(7)			ii)	器具庫	学校利用での備品とは、どの程度の量があるのでしょうか？	学校利用での備品について、フープ(マルチパーパスリング)20個、マルチダイブボール70個、ビート板120枚程度を想定しています。
41	本編		26	第2章	第2節	1	(7)			ii)	器具庫	現在各校で使用している備品の一覧は、入札公告時に公表いただけるのでしょうか。	学校利用での備品について、フープ(マルチパーパスリング)20個、マルチダイブボール70個、ビート板120枚程度を想定しています。
42	本編		28	第2章	第2節	2				i)	温浴施設	男女別に20人同時利用とは、浴室と更衣室内に合わせて20人という理解でよろしいでしょうか？	浴室内のみで20人以上同時利用とします。要求水準書(案)を修正します。
43	本編		31	第2章	第2節	2	(1)				外構等	駐車場の利用料金については、どのようにお考えでしょうか。	無料とします。
44	本編		31	第2章	第2節	7	(1)			ii)	駐車場・駐輪場	駐車場は、150台分以上整備とありますが、職員用駐車場も含めた台数との理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
45	本編		31	第2章	第3節	7	(1)			iii)	駐車場・駐輪場	駐車場の仕上げは、地質条件を踏まえた上で、透水性アスファルト舗装以外の適した方法があれば提案させていただくことは可能でしょうか。	不可とします。
46	本編		32	第2章	第2節	8					提案施設	提案施設の規模には制限等がございますでしょうか。	特にありません。
47	本編		32	第2章	第2節	8					提案施設	「必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については整備を認めない」とありますが、事業者において、連携・相乗効果が見込めるとする根拠や想定を示す(提案書に記載等)ことにより、原則、提案施設として整備を認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
48	本編		43	第3章	第3節	5	(2)				所有権設定に係る業務	所有権設定は貴町で行うとありますが、事業者側での登記手続きは不要との理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
49	本編		48	第4章	第4節	1					什器・備品等の管理業務	事業者が実施する什器・備品等の管理業務には、移設が予定されている学校授業で利用する備品は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
50	本編		54	第4章	第8節					IV	修繕業務	(前段)示されている、総額45,000千円(税込)とは、事業者の大規模修繕以外の保全費用とのお考えでしょうか。 (後段)また、これ以上、かかる場合は協議となるのでしょうか。	(前段)お見込みの通りです。 (後段)お見込みの通りです。
51	本編		54	第4章	第8節					iv	修繕業務	総額45,000千円の計上とありますが保全計画と実額の差異が生じた場合は事業者負担になるのでしょうか。	計画外の対応等により、保全計画と実額の差異が生じた場合は本町と協議するものとなります。要求水準書(案)をご参照ください。
52	本編		54	第4章	第8節					iv)	修繕業務	「総額45,000千円(税込)」とありますが、消費税率は8%(税抜41,666千円)と理解してよろしいでしょうか。将来、消費税率が増加した場合でも、修繕に必要な経費として維持管理期間を通じて総額41,666千円(税抜)は確保していただけるとの理解でよろしいでしょうか。(実施方針(案)の資料1:リスク分担表No.7記載の通り、消費税の変更は貴町リスクと理解しております。)	お見込みの通りです。
53	本編		54	第4章	第8節					iv)	修繕業務	「毎事業年度の修繕費は、当該長期修繕(保全)計画をもとに支払う」とありますが、修繕費は、毎年度平準化された固定金額(事業期間全体の修繕費総額の平均額)ではなく、修繕が発生する(事業者が提案する)年度に必要な金額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
54	本編		54	第4章	第8節					iv)	修繕業務	「総額45,000千円(税込)を計上」とありますが、提案価格に本金額を含めて入れるとの理解で宜しいでしょうか。また、本金額の算定根拠をご教示ください。	お見込みの通りです。年間3,000千円(税込)を想定しています。
55	本編		54	第4章	第8節					iv)	修繕業務	「総額45,000千円(税込)を計上」とありますが、事業期間全体の修繕費合計が当該金額になるように長期修繕(保全)計画を作成する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕に必要な経費として、総額45,000千円(税込)を上限とし、修繕(保全)計画を作成してください。要求水準書(案)をご参照ください。
56	本編		54	第4章	第8節					iv)	修繕業務	「総額45,000千円(税込)を計上」とありますが、当該金額を上回る若しくは下回る長期修繕(保全)計画の提案も認められるのでしょうか。	要求水準書(案)に係る質問No.55の回答をご参照ください。
57	本編		54	第4章	第8節					iv)	修繕業務	事業者は、修繕に必要な経費として、総額45,000千円(税込)を計上し、とありますが、長期修繕(保全)計画の作成の結果、総額が45,000千円を上回る場合であっても、貴町からは45,000千円以上の支払いを受けることはできないということでしょうか。	要求水準書(案)に係る質問No.55の回答をご参照ください。
58	本編		55	第5章	第1節	4					業務の対象範囲	開業準備期間中の、開業業務の要求が記載ございませんが、内容について示していただけないでしょうか。	職員に対する研修等、事業者の提案によるものとします。
59	本編		56	第5章	第1節	7	(2)			i)	業務遂行上の留意事項	運営業務責任者の兼務は可能でしょうか？	可能です。

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
60	本編		56	第5章	第1節	7	(2)			i)	業務実施体制の届出	「運営業務の区分ごとの業務責任者を定めること」とありますが、複数の業務区分を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
61	本編		57	第5章	第1節	7	(3)	1)			業務従事者	運営業務責任者に必要な資格としてはどのような資格を想定されているか、ご教示ください。	事業者提案によるものとします。
62	本編		58	第5章	第1節	7	(8)			iii)	クレーム・事故対応	「運営業務・統括管理業務」との記載がありますが、運営業務の対象範囲(P.55)「総合管理業務」と読み替えてよろしいでしょうか。	「運営業務・統括管理業務」ではなく、「運営業務」のみとなります。要求水準書(案)を修正します。
63	本編		59	第5章	第2節		(1)	1)			安全管理業務	プール監視員に必要な資格としてはどのような資格を想定されているかご教示ください。	消防署等の救助に関する講習会を終了し、18歳以上で救助に必要な泳力を有する者を想定しています。
64	本編		61	第5章	第4節		(2)	1)			トレーニング室 運営業務	トレーニング指導員に必要な資格としてはどのような資格を想定されているかご教示ください。	事業者提案によるものとします。
65	本編		62	第5章	第5節	1				x・ x i	学校利用補助業務	(前段)プールの水深を適宜調整とありますがプールフロアの高さは一定の為 何通りも変えられません。 (後段)また、プールフロアを使用しない時はプールサイドに置くことでよろしいでしょうか	(前段)水深の調整は子ども用プールのみで、可動床により調整することを想定しています。 (後段)お見込みの通りです。
66	本編		62	第5章	第5節	1					学校利用運営補助業務	学校利用時において、温水プール施設の一般利用者との同時利用は行わないものとするがありますが、授業で利用しない健康増進に資するプールについて、壁等で隔たれた別室とすることで、学校利用時も一般利用者に開放する提案は認められないのでしょうか。	認めます。
67	本編		62	第5章	第5節	1				ii)	学校利用運営補助業務	救護責任者とは、監視員リーダーの兼任という理解でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
68	本編		62	第5章	第5節	1	1				学校利用に関する運営業務	学校利用とは、通常の授業のみで部活動や大会等は除くとの解釈でしょうか。	お見込みの通りです。
69	本編		62	第5章	第5節	1		1)			学校利用運営補助業務	(前段)補助指導員に必要な一定の条件に見合う経験とは、具体的にどのような内容かご教示下さい。 (後段)また施設内に救護責任者を常駐とありますが、資格等は必要でしょうか。	(前段)特に指定はありません。事業者の提案によるものとします。 (後段)特に指定はありません。事業者の提案によるものとします。
70	本編		62	第5章	第5節	1				vii)	学校利用運営補助業務	一般利用者と子どもの動線が交わらないように、とありますがトイレ等一部共有部分は交わってもよろしいでしょうか。	不可とします。

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
71	本編		63	第5章	第5節	2		2)			送迎バス運 營業務	送迎バスの運行は、緑ナンバーで陸運局の許認可が必要なのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
72	本編		63	第5章	第5節	2					送迎バスの 運營業務	貴町で現在想定されている送迎バスの運営形態について、ご教示下さい。	40人乗りバス2台での2往復のピストン運行を想定しています。
73	本編		63	第5章	第5節	2				ii)	送迎バス運 營業務	送迎バスの調達方法について要件(リース等)がありましたらご教示ください。	特に指定はありません。事業者の提案によるものとします。
74	本編		63	第5章	第5節	2				ii)	送迎バス運 營業務	調達する送迎バスは、学校利用時以外の時期・時間帯は、他の用途に使用できるのでしょうか。	可能です。
75	本編		63	第5章	第6節	1				ii)	総合管理業 務	パンフレット・リーフレット等の作成に関して、ページ数、仕上がりイメージ、必要部数等、想定されている内容がありましたら、ご教示ください。	要求水準書(案)に記載の通りです。記載のない内容は、事業者の提案によるものとします。
76	本編		64	第5章	第6節	4					情報通信設 備	予約や顧客管理につながるシステム提案は可能でしょうか	可能です。
77	本編		66	第5章	第7節					ii)	自主事業	自主事業は独立採算とありますが、P7の表1-1の通り、水光熱費はサービス対価に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	光熱水費はサービス対価には含まれません。要求水準書(案)表1-1を修正します。
78	本編		66	第5章	第7節						自主事業	自主事業の実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費含む))は全て事業者が負担することとありますが、7頁の表1-1において、自主事業の光熱水費はサービスの対価に含まれるとされています。どちらが正でしょうか。	要求水準書(案)に係る質問No.77の回答をご参照ください。
79	本編		66	第5章	第7節					ii)	自主事業	光熱水費の負担を求めておられますが電気・水道代の試算は難しいと思われま。如何でしょうか。	利用時間や面積により按分すること等を想定しています。具体的な切り分け方法は、事業者から提案してください。
80		添付 資料4									熱供給管整 備イメージ図	熱供給配管ルートに高圧ケーブル埋設箇所および防波堤が干渉しそうなため、イメージ図とは別ルートに変更は可能でしょうか。	変更可能です。

要求水準書(案) 意見記入欄

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	a)	項目等	意見内容	回答
1	本編		10	第1章	第6節		(2)		①		敷地条件	(前段)「閲覧資料2 地下埋設物等現況図」を閲覧しましたが、地下埋設物を想定することが困難なため、想定可能な資料を提示して頂くようお願いします。 (後段)また、構築物に干渉しない地下埋設物は現状のまま残置しても宜しいでしょうか。	(前段)閲覧資料として提示します。 (後段)構いません。
2	本編		13	第1章	第6節		(7)				熱供給	知多南部広域環境組合が管理するごみ処理施設からの蒸気又は高温水を利用とありますが、熱供給配管ルートが道路を横断するため万一の事故発生時に対処しやすく、メンテナンス性が高い高温水をお願いします。	ご意見として承ります。
3	本編		54	第4章	第8節					IV	修繕業務	余熱利用施設における修繕リスク(特に水回り)に関しては、ごみ処理施設側からの配管接続部からの場所やまだ未定である熱供給方法によってはコストが膨らむ可能性があり、協議事項にしていただければと思います。	ご意見として承ります。
4	本編		62	第5章	第5節1						学校利用運営補助業務	指導補助員2名程度、監視員として3名程度の職員の配置とありますが、過多と思われるので再度配置人数をご検討して頂きますようお願いいたします。	ご意見として承ります。